

○研究成果発表に関する規程

(平成26年10月23日規程第68号)

改正 平成26年11月14日規程第77号 平成26年12月25日規程第93号
平成27年3月31日規程第46号 平成28年2月29日規程第27号
平成28年3月31日規程第49号 平成28年4月13日規程第54号
平成28年9月30日規程第84号 平成28年10月31日規程第86号
平成29年3月31日規程第25号 平成29年3月31日規程第30号
平成30年3月22日規程第30号 平成30年3月30日規程第35号
令和3年3月29日規程第397号 令和3年3月31日規程第405号
令和4年3月31日規程第510号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の研究活動に従事する者（以下「研究者等」という。）が、研究所の研究成果を国内外の出版物等（オンラインジャーナルを含む。）に投稿、学会等における口述、その他の方法により発表するときの必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「センター長等」とは、別表の第1の右欄に掲げる者をいう。

2 この規程において「研究管理職等」とは、決裁基準規程（平成30年規程第5号）別表2に掲げる研究成果発表の承認権限を有する者をいう。

3 この規程において「研究室主宰者」とは、研究室、部、室、チーム、ユニットその他研究活動を行うこれらに準ずる組織を主宰する者をいう。

(発表前に必要な確認)

第3条 研究者等は、研究成果を発表するときは、あらかじめ次の各号に定める事項の確認を行わなければならない。

- (1) 共同で発表するときは、一名若しくは複数名の責任者を決め、また共同発表者の責任分担を決めること。
- (2) 発表する研究成果の内容を確認し、研究者等が責任者である場合には、研究者等は、全ての共同発表者が各々必要な範囲で研究成果の内容を確認したことを確認すること。
- (3) 各々の責任分担の範囲において、発表する研究成果に使用された各種計測データ等について、後に追跡可能な状態で保存されていることを確認すること。
- (4) 研究成果を国内外の出版物に投稿することにより発表する場合は、当該出版物において定められている規定等を遵守していることを確認すること。
- (5) 発表する研究成果において、引用が適切に行われていることを確認すること。
- (6) 研究成果の発表により特許等の出願及び取得への障害その他研究所の利益が損われるおそれがないことを確認すること。
- (7) 研究成果の発表について契約、協定等により相手方の同意を要するものについては、その同意を得ていることを確認すること。
- (8) 研究成果の発表により、その研究成果に寄与した第三者の権利を侵害するおそれがないことを確認すること。

- (9) 研究成果作成過程において捏造、改ざん、盗用を行っていないことを確認すること。
- 2 研究者等は、前項に定める各々の確認を行ったことを別に定める様式に記録しなければならない。
 - 3 前項の記録は、当該の研究成果を発表した後、研究所が原則として5年間保管する。
(承認申請)
- 第4条 研究者等は、研究成果を発表するときは、あらかじめ研究室主宰者の承認を得なければならない。
- 2 前項に関わらず、研究成果を発表する者が研究管理職等である場合は、自らがその承認を行うこととする。
 - 3 研究管理職等のうち研究室等の主宰者としての経験（研究所外での経験を含む。）が1年未満の者が研究成果を発表するときは、前2項によらず、センター長等が承認を行うものとする。
 - 4 前3項の他、研究者等の所属するセンター等において別に手続きが定められている場合は、当該手続きも経るものとする。

(承認)

- 第5条 前条第1項から第3項までの承認を行う者（以下「承認者」という。）は、研究者等が第3条第1項の事項を確認したこと及び発表原稿その他関係資料を確認し、研究成果の発表について承認を行う。
- 2 承認者は、研究者等が第3条第1項の事項の確認を行っていないときは、承認を与えないものとする。この場合において、承認者は、文書（電子メールを含む。）をもってその旨を研究者等に通知する。

(発表後の届出)

- 第6条 研究者等は、研究成果を発表した後は、第3条第2項で定める記録とともに、速やかに情報システム部研究基盤課に届け出るものとする。
- 2 研究成果が複数の研究室等にまたがる場合は、協議の上、当該研究成果を発表する研究者等のうちの1人が、前項に定められた手続きを行う。
 - 3 第1項で届け出られた記録は、研究成果を発表した後、情報システム部研究基盤課において原則として5年間保管する。

(その他)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、研究成果発表に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成26年11月14日規程第77号）

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第46号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規程第27号）
この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第49号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日規程第54号）
この規程は、平成28年4月14日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規程第84号）
この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月31日規程第86号）
この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第25号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第30号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規程第30号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第35号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規程第397号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第405号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第510号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

センター等	センター長等
-------	--------

情報統合本部	本部長
創薬・医療技術基盤プログラム	プログラムディレクター
バトンゾーン研究推進プログラム	プログラムディレクター
理研産業共創プログラム	プログラムディレクター
開拓研究本部	本部長
革新知能統合研究センター	センター長
数理創造プログラム	プログラムディレクター
生命医科学研究センター	センター長
生命機能科学研究センター	センター長
脳神経科学研究センター	センター長
環境資源科学研究センター	センター長
創発物性科学研究センター	センター長
量子コンピュータ研究センター	センター長
光量子工学研究センター	センター長
仁科加速器科学研究センター	センター長
計算科学研究センター	センター長
放射光科学研究センター	センター長
バイオリソース研究センター	センター長